

訪問看護医療情報連携加算について

令和8年の診療報酬改定により、「訪問看護医療情報連携加算」が新設されました。

これは、他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価するものです。

これにより訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算いたします。

医療情報連携を通じた質の高い看護の提供に、ご理解とご協力をお願いいたします。

【加算額】

訪問看護医療情報連携加算：1,000円/月

【対象】

医療保険による訪問看護をご利用の方

【施設基準】

- (1) 在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築していること。
- (2) 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) (1)に規定する連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【備考】

医療情報の連携はご利用者さま、および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしに連携を行うことはございません。

令和8年6月1日

社会福祉法人函館厚生院
訪問看護ステーションケンゆのかわ